富山高岡広域都市計画地区計画の決定 (富山市決定)

新庄銀座一丁目地区 地区計画

計画書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定(富山市決定)

都市計画新庄銀座一丁目地区 地区計画を次のように決定する。

	名称	新庄銀座一丁目地区 地区計画
	位置	富山市新庄銀座一丁目の全部
	面積	約 5. 6ha
区	地区計画の目標	当地区は、富山市の中心部から北東へ約 5.0 k m、国道 41 号の東側
域		に位置しており、現在、戸建住宅による低層な住宅地が形成されてい
の		る。
整		周辺は、富山機械工業センターをはじめとする工場や商業施設等が
備		立地し、市街化が進行していることから、用途の混在を防止し、ゆと
-		りある良好な居住環境を形成することを目標とする。
開		
発	土地利用の方針	良好な居住環境が形成されるよう、低層な戸建住宅を主体とした土
及		地利用の誘導を図る。
び		
保	地区施設の	当地区は、主要区画道路及び区画道路を適正に配置するほか、住民
全	整備方針	の日常的な潤いと健康維持の増進の場としての公園や地区のコミュニ
1=		ティの形成を図るための集会場を設置し、地区内にあるこれらの機能
関		が損なわれないように、適切に維持、管理を行う。
す		
る	4#4# A	ウワイル 1 1 10 と マロ 4 四 10 と 11 2 と 11 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
方	建築物等の	良好でゆとりある居住環境を形成するため、建築物の用途の制限、
針	整備の方針	敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、
		垣または柵の構造の制限を定める。

地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物の 用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 建築基準法別表第二(い)項に掲げるもの。 (ただし、第三号及び長屋は除く)
	建築物の 敷地面積の最低限度	200㎡ (ただし、地区計画告示日において現存する敷地で、建築物の敷地面積の最低限度に満たないものについては、その全部を一つの敷地として使用する場合は適用しないものとする。)
	建築物の 壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、それぞれ1.2m以上としなければならない。 (ただし、附属建築物には適用しないものとする。)
	建築物等の高さの 最高限度	10m(軒高7m) 附属建築物にあっては軒高3m
	垣または柵の 構造の制限	(1) 垣または柵の構造は原則として生垣とし、その他の構造とする場合は、透視可能な構造とする。 (2) 垣または柵の高さは道路面から1.5 m以下とする。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

住環境を悪化させる恐れのある建築物の建築を抑制し、ゆとりある良好な居住環境を形成するため。

計画図 地区名:新庄銀座一丁目地区 面 積:約5.6ha 向新庄町七十目 一—— 大字界 区域界は字界とする 新庄本町二丁目 500 [m] 100 300

地区計画区域 地区整備計画区域